

経営者保証の提供を希望しない事業者さまへ

保証料の上乗せで

経営者保証が不要となる

事業者選択型経営者保証非提供促進
特別保証制度のお知らせ

事前審査受付中

令和6年3月15日 保証申込受付開始

上乗せとなる保証料に対して国から保証申込日に応じて

以下のとおり補助があります。

令和6年3月15日から令和7年3月31日まで 0.15%

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 0.10%

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 0.05%

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください

愛媛県信用保証協会

松山事業部	TEL 089-931-2118	FAX 089-931-2174
新居浜支所	TEL 0897-33-8282	FAX 0897-33-8284
今治支所	TEL 0898-23-0170	FAX 0898-23-0758
八幡浜支所	TEL 0894-22-2003	FAX 0894-23-3137
宇和島支所	TEL 0895-22-6556	FAX 0895-22-6583

※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の概要

ご利用いただける方			
保証限度額	8,000万円 ※セーフティネット保証4.5号の場合は翻 で 8,000万円	責任共有制度	責任共有対象 ※セーフティネット保証4号の場合は責任共有対象外
対象資金		申込方法	金融機関経由
返済方法	一括返済または分割返済	保証期間	分割返済の場合 10年以内 (据置期間1年以内)
担保	不要（無担保）	保証人	不要（無保証人）
融資利率		添付書類	信用保証協会翻 の申込資料のほか、 事業者選択型経営者保証 提供要件確認書兼誓約書
保証料率			
保証料補助			

※1 法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。
設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。

※2 貸借対照表において「純資産の額 \geq 0」となること。

※3 損益計算書において「経常利益+減価償却 \geq 0」となること。

※4 詳しくは表面をご確認ください。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助の対象外となります。